

足利赤十字病院登録医制度規約

第 1 条（目的）

この規約は、地域医療機関の医師（以下「登録医」という）と足利赤十字病院（以下「病院」という）において、病診連携・病病連携をより緊密にするとともに、円滑な情報伝達により地域医療の向上を図ることを目的とする。

第 2 条（登録）

登録医の申請については、下記の書類を記入後、病院長あてに提出する。

- (1) 登録医申請書 **（別紙様式第 1 号）**
- (2) 登録医情報 **（別紙様式第 2 号）**
- (3) 登録医療機関リーフレット作成について **（別紙様式 要返信）**

- 2 登録医の登録期間は 5 年とし、5 年度毎に自動更新とする。但し辞退の申し出があった場合、休院等があった場合には随時抹消とする。
- 3 病院長は登録医の登録に際し、登録医証の交付と登録医情報の院内掲示を行うものとする。（院内掲示は医科のみ）
- 4 登録医情報の変更が生じた場合には、速やかに登録医情報（別紙様式第 2 号）を再提出する。
- 5 登録医を辞退する場合には、速やかに辞退届 **（別紙様式第 3 号）** を提出する。

第 3 条（責務）

登録医は、紹介患者のために出来る限り患者情報を提供し、診療上必要と思われる事項について主治医と積極的に意見の交換など行うよう努めること。

- 2 登録医は、医療機器（MR・CT・RI・骨塩定量）の共同利用ができる。利用にあたっては別途共同利用規約参照のこと。

第4条（来院）

登録医が当院診療時間内に来院の際、地域連携室に來訪いただき、連携係スタッフが同行しご案内する。休日や時間外に来院した時は、防災センター受付（17：05～翌日 8：45、休日）に設置してある来院記録に必要事項を記入し、セキュリティカードの交付を受ける。

第5条（研修・研究会等）

病院が実施する研修・研究会の開催通知（連絡）は、積極的に案内することから、登録医は必要に応じて参加に努める。
足利赤十字病院地域医療連携研修プログラム参照のこと。

第6条（報酬）

登録医は原則無報酬とする。

第7条（規則の厳守）

登録医は、病院の方針及び病院の諸規則を厳守し、病院長の指示に従うものとする。

- 2 著しく規則違反と判断した場合、その他登録医として相応しくない行為・行動があった場合は登録医を取り消すことがある。

第8条（賠償）

登録医が故意または重大な過失等により、日本赤十字社ならびに病院に対して大きな損害を及ぼした場合には、損害賠償の責を負うものとする。

附則

この規約は、平成 23 年 7 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。